

2008.3~

『おからだのもしも』や
『暮らしや住まいのトラブル』もサポートします。

東京海上日動のご契約者向けサービス

「セキスイハイムオーナーズ保険」に個人でご加入のおお客様とご家族の皆様のためのフリーダイヤルサービスです。各サービスは弊社提携先を通じてご提供します。

メディカルアシスト

ご利用は、フリーダイヤルでお電話(※1) いただくだけでご利用は無料(※2)です。

☎0120-708-110

本サービスは、東京海上日動が東京海上メディカルサービス、インターナショナルアシスタンスを通してご提供します。

緊急医療相談サービス 【年中無休・24時間受付】

常駐の医師および看護師が緊急の医療相談に24時間お電話で対応します。

予約制専門医相談サービス 【予約受付：年中無休・午前9時～午後9時】

輪番で常駐する専門医が専門的な医療・健康電話相談をお受けします。事前にご予約ください。

医療機関案内サービス 【年中無休・24時間受付】

夜間の緊急医療機関や旅先での最寄りの医療機関をご案内します。

転院・患者移送手配サービス 【年中無休・24時間受付】

救急病院から自宅最寄りの病院への転送やご自宅へ戻る場合、民間救急車や航空機特殊搭乗手続きなどの一連の手配を承ります。

(※1) ご連絡いただいた際には、お客様の証券番号等をご確認させていただく場合があります。

(※2) サービスの内容によっては、お客様に実費をご負担いただく場合があります。

東京海上日動安心110番

☎0120-119-110

24時間事故受付サービス 【年中無休・24時間受付】

事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。いざというとき、全国どこからでも、ご利用いただけます。

住まいの緊急アシスト

☎0120-119-855

水回り緊急サービス(※3) 【年中無休・24時間受付】

トイレ・風呂・台所の水漏れ、詰まり等の水回りのトラブルの際に、業者をご紹介いたします。

カギ開け緊急サービス(※3) 【年中無休・24時間受付】

外出中にカギを紛失した場合などに、カギ開け業者を紹介いたします。

(※3) 紹介事業者のご利用にかかる費用(出張費・作業料・部品代など)は、お客様のご負担となります。離島等、一部地域ではご利用できない場合があります。

デイリーサポート(※4)

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをバックアップします。お気軽にお電話ください。

①②③④⑤は

☎0120-285-110

①③④は平日午前9時～午後5時、

②は平日午後2時～午後4時、

⑤は平日午前10時～午後4時受付

いずれも土曜、日曜、祝祭日を除きます。

⑥は

☎0120-119-987

年中無休24時間受付

①身の回りの法律に関するご相談(※5)

②身の回りの税金に関するご相談(※5)

③介護保険制度やケアプランに関するご相談、

各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関するご相談

④公的年金等、社会保険に関するご相談(※5)

⑤グルメ・レジャー・冠婚等、暮らしのさまざまな情報のご提供

⑥葬儀・法事に関するご相談

(※4) ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生していて、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、保険契約者(法人は除く)、被保険者(法人は除く)、または保険契約者および被保険者の配偶者・同居の親族(以下相談対象者といいます)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除く)とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接のご相談に限らせていただきます。

(※5) 弁護士等のスケジュールとの関係で即日ご回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

セキスイハイムのオーナーの方のためにご用意しました
大切なわが家や家財にはハイレベルの補償で大きな安心を

セキスイハイムオーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険3タイプ」は
東京海上日動火災保険株式会社「個人財産総合保険」の
セキスイ用販売タイプのペットネームです。

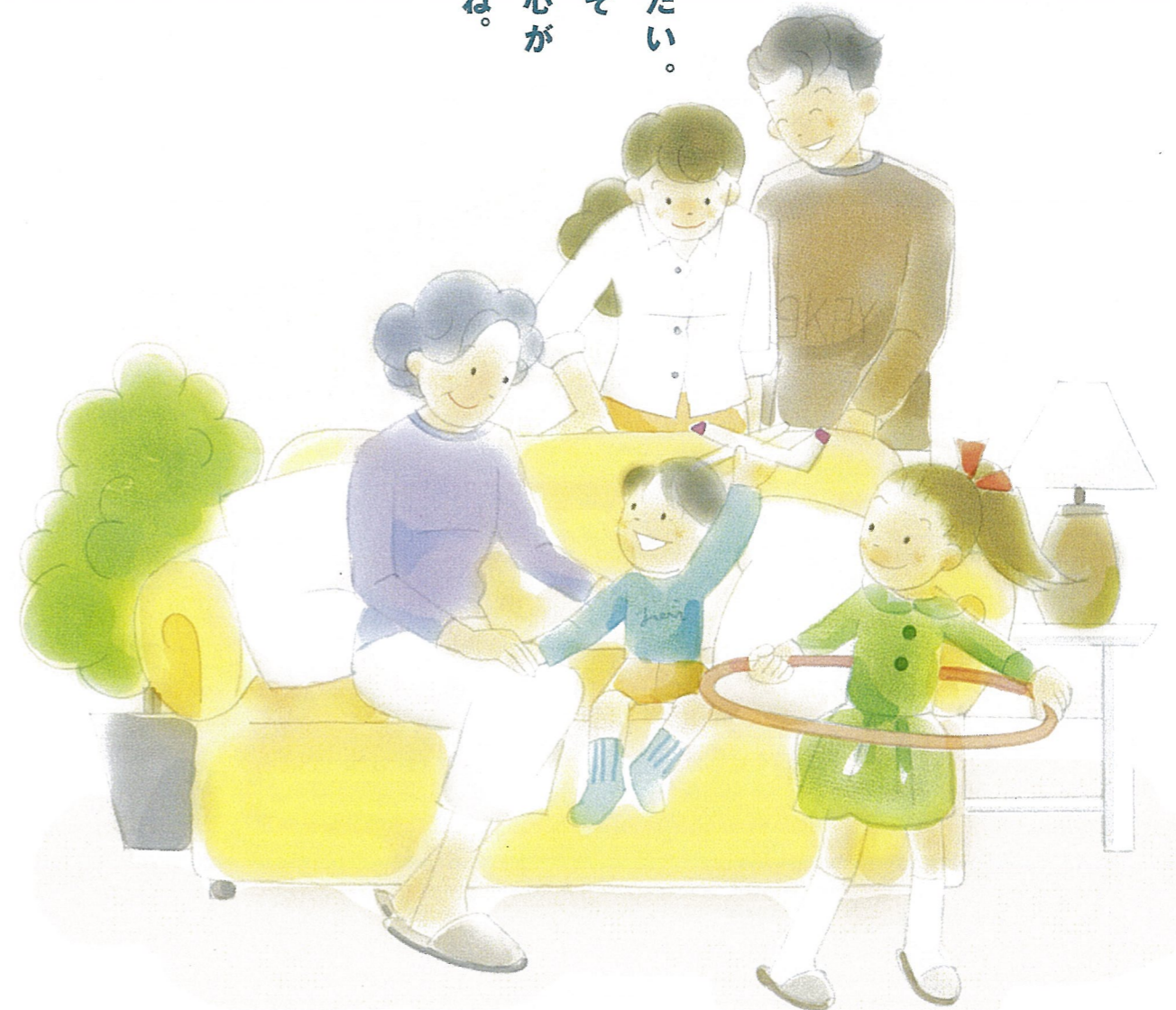
3タイプ

Deluxe TYPE

Basic TYPE

Economy TYPE

ずっ
と
笑顔
でい
たい。
だか
らこ
そ
納得
の安
心が
うれ
しい
ね。



セキスイハイム®

◆お問い合わせ先

セキスイ保険サービス株式会社
(西日本) TEL.06-6365-4091
(東日本) TEL.03-5521-0760

〈取扱代理店〉

セキスイ保険サービス株式会社

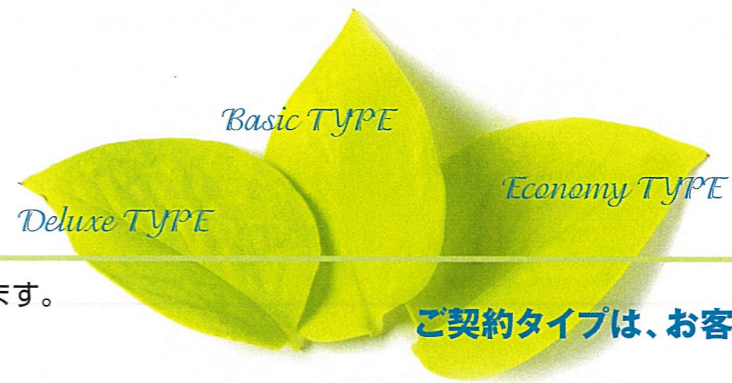
〒530-8565 大阪市北区西天満 2-4-4 (堂島関電ビル)
TEL.06-6365-4091

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

関西営業第一部営業第二課 〒540-8505 大阪市中央区城見 2-2-53
化学産業営業部営業第一課 〒100-8050 東京都千代田区丸の内 1-2-1
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

快適な暮らしを維持していただくために、わが家のさまざまなリスクに備える 厳選したハイレベルの補償『セキスイハイムオーナーズ保険3タイプ』



このパンフレットは、ご契約タイプをいいます。ご契約タイプは、お客様の希望にあ

お住まいの損害を幅広く補償します。

火災や爆発・落雷による災害や破損等、建物・家財のほとんどすべてのリスクに対して補償します。さらに、お住まいの復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

ご契約タイプは、お客様の希望にあ

実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払いします。保険金だけで十分な復旧が可能です。

◎、○は保険金お支払いの対象となります。
×は保険金お支払いの対象とはなりません。

	火災リスク	自然災害リスク	日常災害リスク						
	1 火災・破裂・爆発	2 落雷	3 風災・ひょう災・雪災						
	4 水災 床上浸水、地盤面から45cmをこえる浸水、または損害割合が30%以上の場合	5 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ	6 盗難による盗取・汚損・き損						
	7 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	8 騒ぎよう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	9 偶然な事故(自己負担額)						
建物 ご契約タイプ	デラックスタイプ(A1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ベーシックタイプ(X4)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	エコノミータイプ(B4)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
家財 ご契約タイプ	デラックスタイプ(A1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ベーシックタイプ(X4)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	エコノミータイプ(B4)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※注1: ◎実損型
損害額から自己負担額(3万円)を差し引いて保険金をお支払いします。
○一定額以上補償型(フランチャイズ型)
損害額が20万円以上になった場合に保険金をお支払いします。

※注2: ◎完全実損型と○実損型の違い

損害割合	30%以上	15%~30%未満	15%未満
◎完全実損型	損害額	損害額	損害額
○実損型	損害額	保険金額×15%(300万円限度)	保険金額×5%(100万円限度)

※損害割合が30%未満の場合は、床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水に限ります。

これで万全！
次世代への安心も
補償されるね。

再取得価額での補償だから、安心!

※建築費や物価の変動がないものとしての事例です。

「セキスイハイムオーナーズ保険」の場合
再築可能な金額(再取得価額)で
ご契約 3,000万円
再取得価額 3,000万円
約20年後に全焼
再築
お支払いする保険金3,000万円
自己負担なしで再築できます!

「時価額補償の火災保険」の場合
現在の価額(時価額)で
ご契約 3,000万円
時価評価額 2,000万円
再築
お支払いする保険金2,000万円
再築には1,000万円の自己負担が必要です。

地震保険もプラスして万一の備え。

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・地震による火災で建物や家財が焼失した

地震で建物や家財が損壊した

津波による建物や家財の流失した



この内容は次のご契約を前提としてご案内しています。

●デラックス、ベーシック、エコノミー ●損害額の決定方法：再取得価額(再取得価額とは同等の建物や家財を再築・再購入するのに必要な金)ご契約タイプは、東京海上日動火災保険株式会社「個人財産総合保険」の補償ではそれぞれA1、X4、B4となります。「ご契約タイプ」および「方法」の詳細はご契約のしおりをご確認いただくとともに、ご契約にあたっては保険契約申込書の記載内容をご確認ください。

せて3タイプからお選びいただけます。

さらに、こんな費用も補償されるので安心!

被災時の思わぬ出費もカバーします。

	盗難による 通貨等・預貯金証 書の損害	残存物の片づけ や取り壊すため に必要な費用	地震火災費用 補償特約	罹災時諸費用 補償特約	建物臨時賃借 費用補償特約
盗難による 通貨等・預貯金証 書の損害	○	○	○	○	○
残存物の片づけ や取り壊すため に必要な費用	○	○	○	○	○
地震火災費用 補償特約	○	○	○	○	○
罹災時諸費用 補償特約	○	○	○	○	○
建物臨時賃借 費用補償特約	○	○	○	○	○

※注3：建物…半焼以上のとき(建物に20%以上の損害が発生したとき)
家財(家財をご契約された場合)…収容する建物が半焼以上あるいは家財が全焼となったとき(建物が20%以上の損害を受けたとき、または家財が80%以上の損害を受けたとき)

※注4：水災時も補償しません。(罹災時諸費用保険金の水災不担保特約)
※注5：火災時のみ補償します。(罹災時諸費用保険金の火災のみ補償特約)

地震保険のお支払い方法

損害の程度	お支払い保険金
全損	地震保険のご契約金額の100%(時価が限度)
半損	地震保険のご契約金額の50%(時価の50%が限度)
一部損	地震保険のご契約金額の5%(時価の5%が限度)

地震保険のご加入にあたって

- 「セキスイハイムオーナーズ保険」とあわせてご契約いただきます。
- ご契約金額は、「セキスイハイムオーナーズ保険」ご契約金額の30~50%範囲内とし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。
- お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が5兆5,000億円(平成20年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減される場合があります。
- 平成13年10月より住宅の耐震性能に応じた割引制度が導入され、住宅が一定の条件を満たしている場合に所定の確認資料をご提出いただくと、地震保険料率に10~30%の割引が適用されます。詳細はセキスイハイムサービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

建物はもちろん、家族の笑顔や思い出も大切にしたい… 安心に、安心を重ねて『家財保険』



大切な家財もしっかり補償!

建物のみのご契約では家財は補償されません。家財の損害については、別途家財保険をご契約いただく必要があります。

家財が、建物内でデラックスタイプの場合は①~⑨、ベーシックタイプの場合は①~⑧、エコノミータイプの場合は①~④の事故により損害を受けた場合(※)に加え、デラックスタイプ、ベーシックタイプの場合は建物内における⑩通貨等・預貯金証書の盗難による損害を受けた場合に保険金をお支払いします。(3~5ページをご参照ください。)

(※)ただし、⑩の盗難による損害の場合、明記物件のうち、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・美術品等については、1事故につき1個または1組ごとに100万円が限度となります。⑩の事故の場合、1事故50万円限度で保険金をお支払いします。「明記物件」の詳細は、当パンフレットの表紙裏面をご覧ください。また、明記物件についての保険金は時価額を基準としてお支払いします。

家財の値段(価値)は予想以上に高額です!

子供部屋の家財	寝室の家財	キッチン、バスルームの家財	リビングルームの家財
学習用具(机、本棚等2人分).....20万円	和・洋タンス(1)、整理タンス(2).....42万円	食器戸棚(2).....20万円	応接セット、サイドボード.....35万円
書籍・参考書等.....15万円	婦人和服.....30万円	冷蔵庫、オープン.....30万円	テレビ・ビデオ・DVD.....50万円
寝具(2人分).....10万円	紳士・婦人コート、スーツ、他衣料.....350万円	食器類、調理器具.....25万円	CD・ステレオ.....17万円
衣類(2人分).....60万円	寝具(客用含む).....30万円	食堂テーブル・いす.....15万円	エレクトーン.....35万円
おもちゃ一式.....15万円	本棚・書籍.....30万円	洗濯機・ランドリー.....15万円	パソコン・プリンタ.....35万円
その他.....25万円	化粧品・化粧品一式.....20万円	その他.....30万円	その他.....60万円
計145万円	計588万円	計135万円	計232万円



ご家族構成により必要額は違います!

家財の保険金額の目安(再取得価額) (2007年11月現在)

ご家族構成	1名	2名	3名	4名
20歳代		500万円	600万円	700万円
世帯主の年齢	300万円	900万円	1,000万円	1,100万円
40歳代		1,200万円	1,300万円	1,400万円
50歳代		1,500万円	1,600万円	1,700万円

※上記価額には明記物件の価額は含まれていません。明記物件については別途「時価額」を評価します。価額はあくまでも目安であり、必要に応じて調整します。

万のうっかりをサポート!

ご契約後にご購入された貴金属や宝石等(※)を明記し忘れても30万円を限度として保険金をお支払いします。

- (※)1個または1組の価額が30万円をこえる場合
- 次のものは申込書に明記しないと、ご契約の対象になりません。(明記物件)
- 1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属、宝玉石、宝玉石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品等
 - ※ただし、ご契約者・被保険者に故意または重大な過失がなく明記されていない場合には、損害額を30万円とみなして保険金をお支払いします。
 - 稿本(本等の原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

さらに安心が継続されます!

家財の補償には「自動継続特約」が付帯されていますので、主契約(建物のご契約)満期まで自動的に更新されます。

- 建物と家財を1証券でお申し込みいただいた場合のみとなります。
- 家財追加補償特約の満了する日の属する月の前月10日までに、継続しない旨のお申し出がない限り自動的に継続されます。
- 継続されるご契約の保険料は、継続前契約の保険期間の満了する日までにお支払いください。お支払いのない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、また家財追加補償特約を解除することがあります。



「セキスイハイムオーナーズ保険(個人財産総合保険)」でお支払いの対象となる保険金

保険金の種類	お支払いする保険金の概要
損害保険金	普通保険約款で担保する事故(火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・雪災、水災、建物外部からの物体の落下、飛来・衝突等、給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水漏れ、騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為、盗難、破損等 ※)によって保険の目的が損害を受けた場合にお支払いします。 ※担保する事故はご契約の内容によって異なります。
残存物取り片づけ費用	損害を受けた保険の目的の残存物の取り片づけに必要な費用をお支払いします。
建築確認申請手数料	保険の目的の復旧に際して必要な建築確認申請手数料をお支払いします。
損害の確認の調査費用	保険の目的を復旧するために要する損害の原因の調査費用をお支払いします。
損害の範囲を確定するために要する調査費用	保険の目的に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用をお支払いします。
仮修理費用	損害を受けた保険の目的の仮修理の費用をお支払いします。
仮設物の設置費用	損害を受けた保険の目的の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用をお支払いします。
庭木の修復費用	損害を受けた保険の目的である建物の所在する構内にある庭木が同一事故によって損害を受け、7日以内に枯死したときに、これを修復するために要する費用をお支払いします。
地震火災費用補償特約(自動セット)でお支払いする保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の目的が建物である場合は、当該建物が20%以上の損害が発生したとき、保険の目的が家財である場合は、当該家財を収容する建物が20%以上の損害を受けたときまたは家財が80%以上の損害を受けたとき、お支払いします。
建物臨時賃借費用補償特約を付帯した場合にお支払いする保険金	建物に20%以上の損害が発生し、臨時に賃貸住宅や宿泊施設を利用する場合に要する費用をお支払いします。
罹災時諸費用補償特約を付帯した場合にお支払いする保険金	損害保険金(破損などの事故による損害保険金および家財をご契約された場合の通貨・預貯金証書の盗難の事故による損害保険金は除きます ※)が支払われる場合に、損害時に臨時に必要な費用をお支払いします。 ※ただし、「罹災時諸費用保険金の水災不担保特約」が同時に付帯されている場合は水災による事故も対象外となります。また、「罹災時諸費用保険金の火災のみ補償特約」が同時に付帯されている場合は火災、落雷、破裂・爆発による事故のみが対象となります。
家財追加補償特約を付帯した場合にお支払いする保険金	損害保険金(破損などの事故による損害保険金および家財をご契約された場合の通貨・預貯金証書の盗難の事故による損害保険金は除きます ※)が支払われる場合に、損害時に臨時に必要な費用をお支払いします。 ※ただし、「罹災時諸費用保険金の水災不担保特約」が同時に付帯されている場合は水災による事故も対象外となります。また、「罹災時諸費用保険金の火災のみ補償特約」が同時に付帯されている場合は火災、落雷、破裂・爆発による事故のみが対象となります。
損害保険金	保険の目的である家財が、建物内で、普通保険約款で担保する事故(担保する事故はご契約の内容によって異なります)によって損害を受けた場合にお支払いします。
残存物取り片づけ費用	損害を受けた保険の目的の残存物の取り片づけに必要な費用をお支払いします。
損害の確認の調査費用	保険の目的を復旧するために要する損害の原因の調査費用をお支払いします。
損害の範囲を確定するために要する調査費用	保険の目的に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用をお支払いします。
仮修理費用	損害を受けた保険の目的の仮修理の費用をお支払いします。



- このパンフレットは「セキスイハイムオーナーズ保険3タイプ(東京海上日動個人財産総合保険)」の概要を紹介したものです。保険金のお支払条件・ご契約手続、その他の保険のくわしい内容は東京海上日動またはセキスイハイムサービスへご照会ください。
※建物をご契約される場合、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等から融資を受けているときは、お引き受けができない場合がありますのでご相談ください。
- セキスイハイムサービスは、東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがってセキスイハイムサービスと有効に成立したご契約は東京海上日動と直接ご締結されたものとなります。
- 保険期間が1年を超える契約の場合は、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。

- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明ください。
- 「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ」は預金等ではなく、預金保険のお支払いの対象とはなりません。
- この保険商品に関するお客様とのお取り引きが、保険以外の他のお取り引きに影響を及ぼすことはありません。
- 質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に証券(本紙)を送付しますので、ご了承ください。
なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり」をご用意しておりますので、必要に応じて、セキスイハイムサービス株式会社に ご請求ください。ご不明な点などがある場合には、セキスイハイムサービス株式会社までお問合せください。

保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合(個人財産総合保険)

- (1) 保険金をお支払いする場合
保険金をお支払いする事故については、ご契約の「補償パターン」によって異なりますので、必ず保険契約申込書に記載された内容をご確認ください。
 (以下の①～⑨は補償パターンをA1とした場合)
 ①火災・破裂または爆発
 ②落雷
 ③風災・ひょう災・雪災
 ④水災(床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水により損害を受けた場合または損害割合が30%以上となった場合)
 ⑤給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水漏れ
 ⑥盗難(保険の目的に生じた登取、き損、汚損)
 ⑦建物外部からの物体の落下・飛来・衝突
 ⑧騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為
 ⑨破損等上記以外の偶然な事故
- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
 ①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 ②火災等の事故の際の紛失または盗難
 ③戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
 ④地震・噴火またはこれらによる津波
 ⑤核燃料物質に起因する事故
- なお、破損等(上記(1)⑨の事故)による損害については、上記のほか、以下の場合等についても保険金をお支払いできません。
 ⑥差押え、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害
 ⑦保険の目的のかけしによって生じた損害
 ⑧自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の自由またはねずみ食い、虫食い等による損害
- ⑨加工(建物の増築・改築・一部取りこわしを含む)、修理、調整作業上の過失、技術の拙劣による損害
 ⑩落書き、擦損、かき傷、塗料のはがれ等単なる概観の損傷であって、機能に支障をきたさない損害
 ⑪偶然、外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的の事故による損害
 ⑫保険をつけた物の置き忘れまたは紛失
 ⑬詐欺・横領による損害
 ⑭土地の沈下、移動または隆起による損害
 ⑮電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
 ⑯風、雨、ひょう、砂じんの吹き込み、浸み込み、漏入による損害
 ⑰植物について生じた損害等
- 家財についてご契約の場合は…
 ※上記のほか、家財の置き忘れや紛失による損害についても保険金をお支払いできません。
 ※破損等(上記(1)⑨の事故)による損害については、次のような家財または身の回り品の損害には保険金をお支払いできません。
 船舶、自転車、携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、クレジットカード、プリペイドカード、設計書 等
- (3) 保険料領収前に生じた損害
 保険料(追加保険料を含む)を領収する以前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。(特定の特約を付帯した場合を除きます)
- (4) ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)の義務違反(告知義務、通知義務、損害発生時の義務)による場合
 下記の **ご契約の際にご注意いただきたいこと** をご参照ください。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

- (1) 保険の目的(ご契約の対象)について【家財についてご契約の場合】
※建物のみのご契約では、家財は補償されません。
 ①ご契約の対象とならないもの
 ●自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車を除く)
 ●通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手 等(ただし、通貨等・預貯金証書は盗難の場合に限り一定額限度で補償されます)
 ※ご契約の補償パターンによって異なります。
 ②申込書に明記しないとご契約の対象とならないもの(明記物件)
 ●1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属、宝玉、宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品(ただし、ご契約者・被保険者に故意または重大な過失がなく明記されない場合には、30万円を限度として保険金をお支払いします)
 ●稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類する物
 ※ただし、地震保険契約については、明記物件はご契約の対象には含まれません。
- (2) 保険金額の設定
 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額(ご契約金額)は評価額[※]いっぱいにお決めください。(また、評価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは評価額を限度としますので、その超過部分はむだになります)
 ※評価額について
 「損害額の決定方法」を「再取得価額」とした場合には、現在と同等の家や家財を再築・再購入するために必要な金額(再取得価額)を基準にご契約金額の設定をしていただきます。
- (3) ご契約時にお知らせいただきたいこと(告知義務)
 ①保険契約申込書の記載事項
 ご契約の際には、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約を解除し、保険金もお支払いできないことがあります。特にご契約者の住所・氏名、保険の目的(保険をつけた建物や家財)の所在地、被保険者(補償を受けられる方)、建物の構造・用法、他の保険契約または共済契約(保険の目的を同一とする他の保険または共済)の有無、高性能住宅割引適用対象機器の有無等にご注意ください。
 ②他人のための契約
 他人のために(他人の所有するものを保険の目的とする)保険契約をする場合には、必ずその旨を申込書に明記してください。明記していないときは、保険契約が無効となります。
- (4) ご契約後にお知らせいただくこと(通知義務)
 ご契約内容に次の変更が生じる場合には、必ず事前にご連絡ください。ご連絡がない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
 ①他の保険会社とこの保険と同様の補償をする他の保険契約または共済契約を締結するとき ②建物や家財を売却・譲渡するとき ③建物の構造または用途を変更するとき ④引っ越し等により保険の目的を他の場所に転移するとき ⑤建物の増築・改築・一部取りこわしまたはこの保険契約で補償しない事故による保険の目的の一部滅失により、建物や家財の価額が増加または減少したとき ⑥高性能住宅割引の対象でなくなったとき ⑦ご契約者の保険証券記載の住所または連絡先を変更するとき
- (5) 建物の買替え・建替え
 建物を買替えまたは建替えられる場合には必ず事前にお申し出ください。
- (6) 事故が発生した場合には(損害発生時の義務)
 事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または弊社にご連絡ください。個人賠償責任や借家人賠償責任などの賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- (7) 「保険金額の調整に関する特約」による保険料の返還または請求について
 長期のご契約の場合、建築費または物価の変動に伴い建物の価額が上昇または下落し、保険金額(ご契約金額)を調整する必要が生じる場合があります。この場合、「保険金額の調整に関する特約」が付帯されたご契約では、常にご契約者の皆様に十分な補償を受けていただくため、弊社より保険金額の増額または減額のご案内をさせていただきます。いただいた上で、相当の保険料をご請求またはご返還することになります。なお、ご請求した保険料をお支払いいただけない場合には、全焼等の際に十分な補償が受けられなくなる他、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- (8) 保険金をお支払いした後のご契約
 損害保険金(通貨等および預貯金証書の盗難の場合を除きます)のお支払額が1回の事故で保険金額(再取得価額が限度)の100%となったときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお100%とならない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額(ご契約金額)は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。
- (9) 保険料控除について(個人契約の場合)【平成19年11月現在】
 地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり、火災保険の保険料については保険料控除の対象となりません。詳細は、取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社にお問合せください。